

☆ふるさと納税☆

2008年にスタートしたふるさと納税、制度開始から7年が経ち多くの自治体でふるさと納税をすることができるようになり、最近テレビや雑誌などで多く取り上げられています。

ふるさと納税は自分が住んでいる地域以外の場所にも、自分の支払う税金の一部を納税することができる制度です。制度開始当初制度の利用者は数万人程度でしたが、東日本大震災を機に利用者は10倍以上となり、平成25年の寄付金税額控除適用者は全国で約10万6000人、寄付額は約130億円にもなりました。

ふるさと納税のメリットは、主に所得税・住民税から寄付金控除を受けることと、ふるさと納税をした自治体から特産物などの商品がもらえることです。寄付金控除の限度内で上手に納税すれば、実質2,000円で全国各地の肉や魚、米、果物などの特産物を受け取ることができます。

ただし、その方の所得により控除できる金額が変わってきますのでご注意ください。ご興味ある方は総務省のホームページで税額控除のシュミレーションができますし、又は担当者にご連絡いただいても、シュミレーションをさせていただきます。寄付金控除を行うには必ず確定申告を行わなければなりません。ふるさと納税を行った各自治体からは寄付の証明が届きますので、確定申告まで必ず大切に保管をしてください。また、特産物を受け取るためには、各自治体で最低納税額が設定してあることが多いので、寄付を行う際は確認が必要です。今年はお試しに、どこか1つでもふるさと納税をされてみてはいかがでしょうか？

〈全額控除される寄付額の目安(2000円を除く)〉

給与所得者の場合

扶養義務者なし 扶養義務者1人

年収	300万円	16,000円	12,000円
	500万円	34,000円	30,000円
	800万円	71,000円	66,000円

〈特産物の一例〉

佐賀県東松浦郡玄海町 5,000円以上の寄付必要
 玄海町産黒毛和牛、生うに その他16点から1点
 鳥取県米子市 10,000円以上の寄付が必要
 ハムソーセージ7つの盛り合わせ等から1点

☆源泉所得税・労働保険・社会保険☆

7月10日は源泉所得税、労働保険料の納付期限です。同日に社会保険の算定届の提出期限ですが、年金機構から届く書類には調査の対象となった旨の用紙も入っていることがありますので、届きました書類はお早めに担当者にお渡しください。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

みなとタバコルール

7/1より、「港区環境美化の推進および喫煙による迷惑の防止に関する条例」が施行されます。

これを受けて「みなとタバコルール」が下記のように改定されます。(以下内容)

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルールです。

1. 公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
2. 公共の場所(指定喫煙場所を除きます。)において、喫煙をしてはならない。
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。

※ 公共の場所とは、区内の道路、公園、児童遊園、公開空地その他公共の用に供する場所(屋外に限る。)をいいます。

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルールです。

4. 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸われないよう、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
5. 従業員その他事業活動に関わる人に、1、2、3を遵守させるよう努めなければならない。

ちなみに区では、罰則ではなく、「みなとタバコルール」による啓発により、港区で暮らす人・働く人・学ぶ人、港区を訪れる人全てにとって快適に過ごせるまちの実現を目指すそうです。

新人紹介

当事務所に先月より、経営支援部、人事・労務部門に社員が入りました。遠藤亮と申します。

また、今月より、経営支援部、MAS担当として、リチャード・ナッシュ(米国出身)が入りました。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今月の一言

『出会う人で、人生は大きく変わる…。』

本当にその通りだと実感します。出会いって本当に大切ですね。もしあの人と出会わなかったらと思うとゾッとします。また、人は成長を重ねるにつれて、付き合う相手も変わっていくのだと思います。今の自分に合った人が現れるように人生は仕組まれているような気がします。